

[米国] “about”というクレーム文言が争点となったCAFC判決



– “about” のクレーム解釈 –

CAFC 2020-1273 「PAR PHARMACEUTICAL, INC. etc vs Hospira, INC.」(判決日:2020年11月23日)

[主な論点] “about” はどの程度までクレーム範囲(数値範囲)を拡張するか?

[主な結論] **塩化ナトリウム9 mg/mLは、等張化剤(a tonicity regulating agent) 約 6-8 mg/mLの数値範囲に含まれる** (※その他の判示事項は省略)。

■ 概要

- PAR PHARMACEUTICAL, INC etc(“Par”) は、米国特許9,119,876 (“876特許”)及び米国特許 9,295,657 (“657特許”)の特許権者。
- 876特許は、ParのAdrenalin®製品の有効成分であるエピネフリンを含む特定の組成物に関する。657特許は、その組成物を患者に投与する方法に関する。
- 2017年、Hospiraは、Adrenalin®のジェネリック品の製造販売の承認を求め、食品医薬

■ 876特許クレーム1発明

1. A composition comprising:
in the range of about 0.5 to 1.5 mg/mL of epinephrine and/or salts thereof,
in the range of **about 6 to 8 mg/mL of a tonicity regulating agent**,
in the range of about 2.8 to 3.8 mg/mL of a pH raising agent

” HARAKENZO *more* ” IP Information Delivery Section

- 本記事の全文をご希望の方は「記事申込」ボタンをクリック。
(お申し込みの際、本記事の日付・タイトルの入力が必要となります。)
- 公式Twitterでは本記事のような当所オリジナル資料の情報を随時ご案内致します。お気軽にフォローしてください。
- 世界中の知財に関する最新トピックスを月一配信!
配信ご希望の方は「ニュースレター配信申込」ボタンをクリック。

※本記事の提供については、利益相反、その他の理由によりご希望に添えない場合もありますこと、ご承知おきください。